

越前たけふ駅パーク・アンド・ライド
駐車場管理機器整備事業

特記仕様書

令和8年

越前市建設部都市計画課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器整備事業（以下「本事業」という。）に適用する。ただし、本事業の内容に関する設計図書に記載されている事項が本仕様書と相違がある場合は越前市工事請負契約約款及び本仕様書によるものとする。

越前市工事請負契約約款及び工事の施工方法に関する法令、下記の公的基準等に従って実施し、本仕様書および設計図書に明記なきものは本市監督員（以下「監督員」という。）の承認を得るものとする。

- ・福井県土木工事共通仕様書（令和8年4月）
- ・福井県土木工事施工管理基準書（令和8年4月）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月）
- ・公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・その他、本事業に必要な関係要綱、基準等

2. 事業の概要

（1）事業構成

ア) 越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器設計・設置工事その1～その6（以下「設置工事」という。）

| | |
|-----------------|---------|
| 工事内容：駐車場管理機器設置工 | N = 4 基 |
| 事前精算機設置工 | N = 1 基 |
| 割引認証機設置工 | N = 2 基 |
| 受配電設備工 | 1 式 |

対象施設：越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1～第3駐車場

工事期間：契約締結の翌日から令和9年1月14日まで

設計価格：金57,750,000円（税抜）

イ) 越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理業務（以下「管理業務」という。）

業務内容：駐車場管理業務 一式

業務期間：管理業務契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

対象施設：越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1～第3駐車場

予算金額：2,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 事業の流れ

(1) 設計・設置工事

工事請負契約を締結し、技術提案に基づき市と協議の上、設計業務を実施する。設計業務完了後、市に業務完了届を提出し、市の設計承認を受ける。設計承認後、設置工事を実施する。工事完了後、市に工事完成届を提出し、工事完成検査を受ける。

(2) 管理業務

技術提案で示された管理費を参考に見積りを徴収し、市の予算の範囲内で管理業務に係る随意契約を締結し、管理業務を実施する。

4. 提出書類

工事書類の作成については、福井県土木工事書類作成マニュアル（令和8年4月）に準ずる。ただし、工事関係書類については、工事関係書類一覧表（越前市版）によるものとする。

5. 関連法令等の運用

(1) 関連法令等の遵守

受注者は、工事施工にあたり工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令への運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(2) 関係官公署への許認可申請

工事施工のため必要な関係官公署、その他の者に対する諸手続は、受注者において迅速に処理しなければならない。また、電力会社、通信会社等への申請に要する費用は受注者の負担とする。なお、割引認証機の設置に関する西日本旅客鉄道株式会社との協議等は本市が行うものとする。

官公署、その他の者に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

(3) 工事関係法規の遵守

受注者は、工事施工に対して労働関係法規を守り、労働関係官庁に対して一切の責任を負うものとする。

6. 疑義

本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合の解釈および本工事施工の細目については、その都度打合せを行い、監督員の指示に従わなければならない。

7. 事前調査

受注者は、工事着手にさきだち現地の状況および埋設物等について綿密な調査を行い、議事録等を監督員に提出すること。なお、工事打ち合わせ事項については、その都度、協議書及び指示書を監督員に提出すること。

8. 下請負の注意

受注者は、工事を一括下請けさせてはならない。ただし、やむを得ない理由により工事の一部を下請けさせようとするときは、事前に本市の承認を得なければならない。

第2節 共通事項

1. 承認図書の提出

受注者は、設計図書に従い、現場計測を行った上で、材料確認申請書を提出し、監督員の承諾を得た後に製作・手配・工事に着手すること。

2. 保証

納入機器の保証期間は、供用開始後2年とし、この期間内の取扱の過誤または天災等によらない故障が発生したとき、受注者は監督員の指示に従い、無償にて改造、修理または新品との交換等を行わなければならない。

3. 関連規定等の適用

受注者は、本仕様書に記載する各種工事を下記の関係規程等および図書に従い誠実にしてかつ安全に施工を行うものとする。

- (1) 北陸電力株式会社供給規定・内外線規定
- (2) 電気設備技術基準・解釈
- (3) 内線規程
- (4) 日本産業規格 (JIS)
- (5) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (6) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (7) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (8) その他関連規格
- (9) 建設業法
- (10) 労働安全衛生法等その他関係法令、条例、規格、規定および指針等

4. 施工およびその基準

設置工事の着手までに監督職員に施工計画書を提出し、承認を受けなければならない。

5. 施工の点検および立会い

施工後に検査が不可能もしくは、困難な工種については監督員等の立会いを受けることとする。

6. 荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品には、その旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じるものとする。

7. 障害物件の取扱

工事中、障害物件の取扱および取りこわしの処理については、監督員の指示または承諾を受けるものとする。なお、設計時に予見できない埋設物や障害物等により、工事費用の著しい増額が予想される場合は、発注者と協議し、予算の範囲内において変更対応するものとする。

8. 施設の保全

工事中は利用者、構造物、田畑、耕作物等に損傷を与えぬよう十分に注意しなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償または原形に復するものとする。これらの処理に対し、後日、苦情申し立ての因を残さぬよう十分注意するとともに、同意書、領収書等その証となる書類の写しを都市計画課に提出しなければならない。

9. 工事中電力および用水等

- (1) 工事中および検査に必要な電力、用水およびこれに要する仮設材料は、受注者の責任で処理しなければならない。
- (2) 試運転および調整等に要する電気料金、機械油、グリース、燃料等一切の油脂類（容器とも）は受注者の負担とする。

10. 工事対象の管理義務

工事が完成し、引き渡し完了まで工事対象物の保管責任は受注者が行うものとする。

11. 後片付け

工事終了後、受注者は、監督員の指示に従い、すみやかに不要材料、仮設物、機械類を撤去し、現場の清掃をするものとする。

12. 保安および衛生

- (1) 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に従って適切に実施し、火災、盗難、その他事故防止に注意しなければならない。
- (2) 工事現場を明示する標識および現場の安全維持に必要なすべての設備を設けなければならない。
- (3) 台風、豪雨等風水害に対する万全の措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、工事のため通行を禁止あるいは規制する必要があるときは、関係官公署と十分協議し、事故防止に万全を期さなければならない。

13. その他

- (1) 受注者は、本仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上、技術上当然必要と認められるものは受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 機器等の仕様変更
本仕様書に記載されている仕様を変更する場合は、本市に変更理由および性能等の資料を提出し、承認を得た場合のみ使用することができる。
- (3) 工事实績情報システム（CORINS）の登録をすること。
- (4) 冬期の工事期間中は、市の除雪体制に合わせて除雪を行うこと。
- (5) 現地調査および施工に際し駐車場利用者に支障をきたさないよう配慮すること。

第2章 機器仕様

第1節 機器仕様

1. 設置機器構成

| 機器名 | 数量 | 仕様 | 備考 |
|----------------------|----|----------------|-------------------------|
| 1. 事前精算機 | 1台 | 屋外対応、キャッシュレス対応 | |
| 2. 駐車券発行機 | 4台 | 屋外対応 | 駐車券を発行しない機器の場合はこの限りではない |
| 3. 全自動精算機 | 4台 | 屋外対応、キャッシュレス対応 | |
| 4. カーゲート バーキャッチャー | 8台 | ストレートバー付 | |
| 5. 出入口表示灯 | 4基 | | 夜間点灯式 |
| 6. システム構成品 | 1式 | | |
| 7. 保護屋根 | 4基 | | |
| 8. 看板 | 1式 | | 料金看板、場内利用案内板等 |
| 9. 割引認証機 | 2台 | | |

第3章 雑 則 (その他)

1. 受注者は、監督員の指示のもとに細部にわたり、良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付に当り、運転に際し、いささかも支障を生じないようにすること。
2. 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は、一切受注者にて負担するものとする。
3. 各機器の付属品は、本仕様に明記なくとも運転、保守上当然必要なものは納入すること。
4. 各機器及びこれに付属する弁類に JIS に基づく所定の試験を施し、規格に適合することを確認した上で、出荷するものとする。
5. 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、越前市内に営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。
但し、この規定の趣旨は、越前市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が越前市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。
6. 受注者は、建設資材を調達するにあたり、福井県産品及び越前市チャレンジ発注事業認定商品を活用するよう努めるとともに、建設資材を調達するにあたり、越前市内に営業所がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。
但し、この規定の趣旨は、越前市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が越前市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。